

障がい児通所支援事業 指導調書

児童発達支援

事業所名

運営指導日

令和 年 月 日

宮崎市指導監査課

調書中の留意事項

○ 調書中の略表記については、以下のとおり。

法	児童福祉法
施行規則	児童福祉法施行規則
平 11 厚令 37	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚令 34	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
平 18 厚令 36	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 24 厚令 15	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
平 24 厚告 122	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
平 24 厚告 128	こども家庭庁長官が定める一単位の単価
平 24 厚告 231	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針
平 24 厚告 269	こども家庭庁長官が定める施設基準
平 24 厚告 270	こども家庭庁長官が定める児童等
平 24 厚告 271	こども家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合

○ グレーで行全体を着色している項目は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄の記入は行ってください。（なお、確認しないこととした項目や文書であっても、法令等の遵守は事業者等の責務であり、確実に遵守すべきものです。仮に運営指導において指定基準違反や不正請求等が疑われる場合には、事実関係を的確に把握するため、標準確認項目及び標準確認文書以外のものについても調査する場合があります）

○ 事業所チェック欄（適・否・非該当）の該当部分に○を記入してください。

○ 連絡事項等がある場合は、備考欄に記入してください。

○ 指導調書は2部作成の上、1部は事業所控えとして保管し、1部は運営指導実施日の10日前までに、指導監査課へ提出してください。

○ 印刷の際は、A4で両面印刷を行った上、資料の上部をホッチキス止め（2か所止め）してください。

作成日 令和7年5月27日

第1 基本方針（法第21条5の19）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 基本方針	（１）児童発達支援に係る指定通所支援（指定児童発達支援）の事業を行う者（指定児童発達支援事業者）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の意思及び人格を尊重して、常に当該障がい児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。	平 24 厚令 15 第 3 条第 2 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、法第5条第1項に規定する障がい福祉サービス（以下「障がい福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 3 条第 3 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録 福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（３）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 3 条第 4 項	運営規程 研修計画、研修実施記録 虐待防止関係書類 体制の整備をしていることが分かる書類	適・否・非該当	
	（４）指定児童発達支援の事業は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものとなっているか。	平 24 厚令 15 第 4 条	運営規程 個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

第2 人員に関する基準（法第21条の5の19第1項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業員の員数 （指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く）の場合）	（１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（指定児童発達支援事業所）（児童発達支援センターであるものを除く。（８）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。	平 24 厚令 15 第 5 条第 1 項 平 24 厚令 15 第 5 条第 5 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	一 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障がい児の数が10までのもの 2以上			適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上				
	（2）（1）の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）が、それぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。（以下各号、（10）において同じ。） 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定児童発達支援事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障がい児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合	平24厚令15 第5条第2項 平24厚令15 第5条第5項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（3）（2）の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めているか。	平24厚令15 第5条第3項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（4）（1）から（3）の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児（法	平24厚令15	勤務実績表	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	第7条第2項に規定する重症心身障がい児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。（ただし、指定児童発達支援の単位毎にその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、四の機能訓練担当職員を置かないことが出来る。） - 一 嘱託医 1以上 - 二 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう） 1以上 - 三 児童指導員又は保育士 1以上 - 四 機能訓練担当職員 1以上 - 五 児童発達支援管理責任者 1以上	第5条第4項	出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）		
	（5）（1）の児童指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。	平24厚令15 第5条第6項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（6）（3）の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における（1）の児童指導員又は保育士の合計数のうち半数以上は、児童指導員又は保育士となっているか。	平24厚令15 第5条第7項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（7）（1）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。	平24厚令15 第5条第8項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（8）（7）の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に入所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる	平24厚令15 第5条第9項	障がい児の支援に支障がないことが分かる書類	適・否・非該当	
（児童発達支援センターの場合）	（9）指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（14）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障がい児を通	平24厚令15 第6条第1項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。） 一 嘱託医 1 以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。） ロ 児童指導員 1 以上 ハ 保育士 1 以上 三 栄養士 1 以上 四 調理員 1 以上 五 児童発達支援管理責任者 1 以上		勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）		
	（経過措置） 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障がい保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）附則第22条第2項の規定により整備法第5条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者については、当分の間、二号イ中「指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上」とあるのは「通じておおむね障がい児である乳児又は幼児の数を4で除して得た数及び障がい児である少年の数を7.5で除して得た数の合計数以上」とする。	平24厚令15附則第3条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
※グレーで着色した部分は、令和2年7月17日付け厚生労働省通知により「特段の事情がない限り確認を行わないものとする」と、取扱いが変更されたため、基本的に運営指導での確認は行いませんが、事業所チェック欄（適・否・非該当）の記入は行ってください。（以下同様）					
	（10）（9）各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員がそれぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 （以下、（2）と同様のため各号省略。）	平24厚令15第6条第2項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(11) (9) 及び (10) に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。	平 24 厚令 15 第 6 条第 3 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	(12) (10) の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めているか。	平 24 厚令 15 第 6 条第 4 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	（経過措置） 整備法附則第 22 条第 2 項の規定により新児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされているものについては、当分の間、一号中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位（指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとに 4 以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ 2 以上」とする。	平 24 厚令 15 附則 第 3 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(13) (9)、(10) 及び (12) ((9) 第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、(9) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）	平 24 厚令 15 第 6 条第 7 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	(14) (11) に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、障がい児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	平 24 厚令 15 第 6 条第 8 項	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
2 管理者	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障がい児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設	平 24 厚令 15 第 7 条	管理者の雇用形態が分かる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	等の職務に従事させることができる。）		勤務体制一覧表		
3 従たる事業所を設置する場合における特例	（１）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）における主たる事業所（（２）において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（（２）において「従たる事業所」という。）を設置することができる。	平 24 厚令 15 第 8 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（２）従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 24 厚令 15 第 8 条第 2 項	従業者の勤務実態の分かる書類 （出勤簿等）	適・否・非該当	

第 3 設備に関する基準（法第 21 条の 5 の 19 第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 設備	（１）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	平 24 厚令 15 第 9 条第 1 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
① 児童発達支援事業（児童発達支援センターであるものを除く）の場合	（２）（１）に規定する発達支援室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。	平 24 厚令 15 第 9 条第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（３）（１）に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）	平 24 厚令 15 第 9 条第 3 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
② 児童発達支援センターであるものの場合	（４）指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下（７）まで同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。	平 24 厚令 15 第 10 条第 1 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	（５）（４）に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。 一 発達支援室 イ 定員は、おおむね 10 人とする。こと。 ロ 障がい児 1 人当たりの床面積は、2.47 平方メートル以上とすること。 二 遊戯室 障がい児 1 人当たりの床面積は、1.65 平方メートル以上とすること。	平 24 厚令 15 第 10 条第 3 項	平面図 【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(6) 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、(4)に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けているか。	平 24 厚令 15 第 10 条第 2 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	
	(7)(4) 及び (6) に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)	平 24 厚令 15 第 10 条第 4 項	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

第 4 運営に関する基準（法第 21 条の 5 の 19 第 2 項）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 利用定員	指定児童発達支援事業所は、その利用定員が 10 人以上となっているか。(ただし、主として重症心身障がい児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）にあつては、利用定員を 5 人以上とすることができる。)	平 24 厚令 15 第 11 条	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（利用申込者）に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、27 に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 12 条第 1 項	重要事項説明書 利用契約書	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 24 厚令 15 第 12 条第 2 項	重要事項説明書 利用契約書 その他保護者に交付した書面	適・否・非該当	
3 契約支給量の報告等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3) 及び (4) において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。	平 24 厚令 15 第 13 条第 1 項	受給者証の写し	適・否・非該当	
	(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。	平 24 厚令 15 第 13 条第 2 項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。	平 24 厚令 15 第 13 条第 3 項	契約内容報告書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平 24 厚令 15 第 13 条第 4 項	受給者証の写し 契約内容報告書	適・否・非該当	
4 提供拒否の禁止	指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平 24 厚令 15 第 14 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援事業を行う者(障がい児相談支援事業者)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 24 厚令 15 第 15 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障がい児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 24 厚令 15 第 16 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	平 24 厚令 15 第 17 条	受給者証の写し	適・否・非該当	
8 障がい児通所給付費の支給の申請に係る援助	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障がい児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 18 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障がい児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 18 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 24 厚令 15 第 19 条	アセスメント記録 ケース記録	適・否・非該当	
10 指定障がい児通所支援事業者等との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 20 条第 1 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障がい児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 20 条第 2 項	個別支援計画 ケース記録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
11 サービス提供の記録	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 21 条第 1 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1) の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。	平 24 厚令 15 第 21 条第 2 項	サービス提供の記録	適・否・非該当	
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障がい児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。	平 24 厚令 15 第 22 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、13 (1) から (3) までに規定する支払については、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 22 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
13 通所利用者負担額の受領	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 1 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けているか。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養を除く。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	平 24 厚令 15 第 23 条第 2 項	請求書 領収書	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号（第一号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められ	平 24 厚令 15 第 23 条第 3 項	請求書 領収書	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	るもの (4)(3) 第一号に掲げる費用については、平成 24 年厚生労働省告示第 231 号「食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。 (5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。 (6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 23 条第 4 項 平 24 厚告 231 平 24 厚令 15 第 23 条第 5 項 平 24 厚令 15 第 23 条第 6 項	請求書 領収書 重要事項説明書 領収書 重要事項説明書	適・否・非該当 適・否・非該当 適・否・非該当	
14 通所利用者負担額に係る管理	指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障がい児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障がい児通所支援事業者に通知しているか。	平 24 厚令 15 第 24 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
15 障がい児通所給付費の額に係る通知等	(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障がい児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。	平 24 厚令 15 第 25 条第 1 項	通知の写し	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。	平 24 厚令 15 第 25 条第 2 項	サービス提供証明書の写し	適・否・非該当	
16 指定児童発達支援の取扱方針	(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障がい児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、支援	平 24 厚令 15 第 26 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。				
	(4) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。）の確保並びに（5）に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 4 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 5 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(6) 指定児童発達支援事業者は（5）の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図っているか。 一 当該児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその通所給付決定保護者の意向、障がい児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障がい児及びその通所給付決定保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況	平 24 厚令 15 第 26 条第 6 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(7) 指定児童発達支援事業者は、おおむね 1 年に 1 回以上、自己評価及び保護者評価並びに（6）の改善の内容を、通所給付決定保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。	平 24 厚令 15 第 26 条第 7 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(8) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（（4）に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しているか。 【令和 7 年 3 月 31 日までは努力義務】	平 24 厚令 15 第 26 条の 2	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
16-2 障がい児の地域	指定児童発達支援事業者は、障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、	平 24 厚令 15 第 26 条の 3	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
社会への参加及び包摂の推進	障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障がい児の地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）の推進に努めているか。				
17 児童発達支援計画の作成等	（１）指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（児童発達支援計画）の作成に関する業務を担当させているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 1 項	個別支援計画 児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類	適・否・非該当	
	（２）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障がい児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、障がい児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 2 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録	適・否・非該当	
	（３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障がい児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 3 項	アセスメントを実施したことが分かる記録 面接記録	適・否・非該当	
	（４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、障がい児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、16 の（４）に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障がい児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 4 項	個別支援計画の原案 他サービスとの連携状況が分かる書類	適・否・非該当	
	（５）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 5 項	サービス担当者会議の記録	適・否・非該当	
	（６）児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障がい児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 6 項	個別支援計画	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障がい児相談支援を提供する者に交付しているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 7 項	保護者に交付した記録 個別支援計画	適・否・非該当	
	(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。（モニタリング））を行うとともに、障がい児について解決すべき課題を把握し、少なくとも 6 月に 1 回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 8 項	個別支援計画 アセスメント及びモニタ リングに関する記録	適・否・非該当	
	(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障がい児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。	平 24 厚令 15 第 27 条第 9 項	モニタリング記録 面接記録	適・否・非該当	
	(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から (7) までの規定に準じて行っているか。	平 24 厚令 15 第 27 条第 10 項	(2) から (7) に掲げる確認 資料	適・否・非該当	
18 児童発達支援管理責任者の責務	(1) 児童発達支援管理責任者は、17 に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。 一 19 に規定する相談及び援助を行うこと。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。	平 24 厚令 15 第 28 条第 1 項	相談及び援助を行って いることが分かる書類（ケー ス記録等） 他の従業者に指導及び助 言した記録	適・否・非該当	
	(2) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めているか。	平 24 厚令 15 第 28 条第 2 項	相談及び援助を行って いることが分かる書類（ケー ス記録等）	適・否・非該当	
19 相談及び援助	指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障がい児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平 24 厚令 15 第 29 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
20 支援	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の心身の状況に応じ、障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 1 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 2 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の適性に応じ、障がい児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っているか。	平 24 厚令 15 第 30 条第 3 項	個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させているか。	平24厚令15 第30条第4項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表	適・否・非該当	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対して、当該障がい児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていないか。	平24厚令15 第30条第5項	従業者名簿 雇用契約書 個別支援計画 サービス提供の記録 業務日誌等	適・否・非該当	
21 食事	(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。(4)において同じ。)において、障がい児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障がい児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとなっているか。	平24厚令15 第31条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障がい児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	平24厚令15 第31条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	平24厚令15 第31条第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業所においては、障がい児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。	平24厚令15 第31条第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障がい児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令15 第32条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障がい児の家族との連携を図るよう努めているか。	平24厚令15 第32条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
23 健康管理	(1) 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障がい児の健康の状況に注意するとともに、通所する障がい児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行っているか。	平24厚令15 第33条第1項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) (1)の指定児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。 児童相談所等に 通所する障がい	平24厚令15 第33条第2項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点			根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	おける障がい児の通所開始前の健康診断	児に対する障がい児の通所開始時の健康診断					
	障がい児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
	(3) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。			平 24 厚令 15 第 33 条第 3 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
24 緊急時等の対応	指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。			平 24 厚令 15 第 34 条	緊急時対応マニュアル ケース記録 事故等の対応記録	適・否・非該当	
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障がい児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障がい児通所給付費若しくは特例障がい児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。			平 24 厚令 15 第 35 条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
26 管理者の責務	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。			平 24 厚令 15 第 36 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 2 章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。			平 24 厚令 15 第 36 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
27 運営規程	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項			平 24 厚令 15 第 37 条	運営規程	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	十二 その他運営に関する重要事項				
28 勤務体制の確保等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	平 24 厚令 15 第 38 条第 1 項	従業員の勤務表	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障がい児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 38 条第 2 項	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 24 厚令 15 第 38 条第 3 項	研修計画、研修実施記録	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 38 条第 4 項	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類	適・否・非該当	
29 業務継続計画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 1 項	業務継続計画	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年 1 回以上 ※訓練：年 1 回以上	平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 2 項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 38 条の 2 第 3 項	業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類	適・否・非該当	
30 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平 24 厚令 15 第 39 条	運営規程 利用者数が分かる書類(利用者名簿等)	適・否・非該当	
31 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	平 24 厚令 15 第 40 条第 1 項	非常災害対応計画 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検の記録	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平 24 厚令 15 第 40 条第 2 項	避難訓練の記録 消防署への届出	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	(3) 指定児童発達支援事業者は、(2)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	平 24 厚令 15 第 40 条第 3 項	避難訓練の記録	適・否・非該当	
	【浸水想定区域及び土砂災害警戒区域に所在する事業所のみ】 (4) 避難確保計画を策定し、それらを定期的に従業員に周知しているか。 また、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	水防法 土砂災害防止法	避難確保計画 避難訓練の記録	適・否・非該当	
32 安全計画の策定等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 1 項	安全計画に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、(1)の研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 2 項	研修及び訓練を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 3 項	保護者に周知したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 2 第 4 項	安全計画に関する書類	適・否・非該当	
33 自動車を運行する場合の所在の確認	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 3 第 1 項	自動車運行状況及び所在を確認したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（1）に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行っているか。	平 24 厚令 15 第 40 条の 3 第 2 項	見落とし防止に関する装置及び当該装置を用いた手順が分かる書類	適・否・非該当	
34 衛生管理等	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平 24 厚令 15 第 41 条第 1 項	衛生管理に関する書類	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感	平 24 厚令 15	委員会議事録	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：3月に1回以上 ② 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施しているか。 ※研修：年2回以上 ※訓練：年2回以上	第41条第2項	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 研修及び訓練を実施したことが分かる書類		
35 協力医療機関	指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障がい児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42条	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
36 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、35の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定児童発達支援事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平24厚令15第43条第1項、第2項	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物	適・否・非該当	
37 身体拘束等の禁止	（1）指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。	平24厚令15第44条第1項	個別支援計画 身体拘束等に関する書類	適・否・非該当	
	（2）指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障がい児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平24厚令15第44条第2項	身体拘束等に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等）	適・否・非該当	
	（3）指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※委員会：年1回以上	平24厚令15第44条第3項	委員会議事録 身体拘束等の適正化のための指針 研修を実施したことが分かる書類	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しているか。※研修：年1回以上				
38 虐待等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者は、障がい児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障がい児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第45条第1項	個別支援計画 虐待防止関係書類（研修記録、虐待防止マニュアル等） ケース記録 業務日誌	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。※年1回以上 ② 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的実施しているか。※年1回以上 ③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。	平24厚令15第45条第2項	委員会議事録 従業者に周知したことが分かる書類 研修を実施したことが分かる書類 担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等）	適・否・非該当	
39 秘密保持等	(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らしていないか。	平24厚令15第47条第1項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	平24厚令15第47条第2項	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等）	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障がい児入所施設等、指定障がい福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障がい児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障がい児又はその家族の同意を得ているか。	平24厚令15第47条第3項	個人情報同意書	適・否・非該当	
40 情報の提供等	(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障がい児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っているか。	平24厚令15第48条第1項	情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	平24厚令15第48条第2項	事業者のHP画面・パンフレット	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
41 利益供与等の禁止	(1) 指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障がい児相談支援事業者等）、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障がい児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	平 24 厚令 15 第 49 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、障がい児相談支援事業者等、障がい福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障がい児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 24 厚令 15 第 49 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	※(1)及び(2)の障がい福祉サービスを行う者等は、障がい福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「指定児童発達支援事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障がい福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反するものである。				
42 苦情解決	(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 1 項	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 2 項	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル	適・否・非該当	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第 21 条の 5 の 22 第 1 項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。）又は市町村長（都道府県知事等）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 3 項	市町村又は都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 4 項	都道府県等への報告書	適・否・非該当	
	(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 24 厚令 15 第 50 条第 5 項	運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料	適・否・非該当	
43 地域との連携等	(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	平 24 厚令 15 第 51 条第 1 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援	平 24 厚令 15			

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。	第 51 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
44 事故発生時の対応	（１）指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 24 厚令 15 第 52 条第 1 項	事故対応マニュアル 都道府県、市町村、家族等への報告記録	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者は、（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。	平 24 厚令 15 第 52 条第 2 項	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録	適・否・非該当	
	（３）指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 24 厚令 15 第 52 条第 3 項	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等）	適・否・非該当	
45 会計の区分	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 24 厚令 15 第 53 条	収支予算書・決算書等の会計書類	適・否・非該当	
46 記録の整備	（１）指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	平 24 厚令 15 第 54 条第 1 項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者は、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から 5 年間保存しているか。 一 11（１）に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録 二 児童発達支援計画 三 25 の規定による市町村への通知に係る記録 四 37（２）に規定する身体拘束等の記録 五 42（２）に規定する苦情の内容等の記録 六 44（２）に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平 24 厚令 15 第 54 条第 2 項	左記一から六までの書類	適・否・非該当	
47 電磁的記録等	（１）指定児童発達支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(3の(1)の受給者証記載事項又は7の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができるか。				
	(2) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第5 共生型障がい児通所支援に関する基準（法第21条の5の17）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準	児童発達支援に係る共生型通所支援（共生型児童発達支援）の事業を行う指定生活介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。	平 24 厚令 15 第 54 条の 2	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	二 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
2 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準	共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業者等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等）の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。	平 24 厚令 15 第 54 条の 3 平 11 厚令 37 平 18 厚令 34	平面図 【目視】 利用者数が分かる書類	適・否・非該当	
	二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が		勤務実績表	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄							
	提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障がい児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。		出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）									
	三 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当								
3 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準	共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が、当該事業に関して次の基準を満たしているか。 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障がい者及び障がい児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、18人）以下とすること。	平 24 厚令 15 第 54 条の 4 平 18 厚令 34 平 18 厚令 36 平 18 厚令 171 平 24 厚令 15 第 72 条の 2	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当								
	二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲とすること。		運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当								
	<table><tr><td>登録定員</td><td>利用定員</td></tr><tr><td>26人又は27人</td><td>16人</td></tr><tr><td>28人</td><td>17人</td></tr><tr><td>29人</td><td>18人</td></tr></table>	登録定員	利用定員	26人又は27人	16人	28人	17人	29人	18人			
登録定員	利用定員											
26人又は27人	16人											
28人	17人											
29人	18人											

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。		平面図 【目視】	適・否・非該当	
	四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第 63 条若しくは第 171 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 44 条に規定する基準を満たしていること。		勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	五 共生型児童発達支援を受ける障がい児に対して適切なサービスを提供するため、障がい児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。		適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
4 準用	（平成 24 年厚生労働省令第 15 号第 4 条、第 7 条、第 8 条及び第 4 節（第 11 条を除く。）の規定を準用）	平 24 厚令 15 第 54 条の 5	同準用項目と同一文書	適・否・非該当	
5 電磁的記録等	（１）指定児童発達支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第 6 多機能型事業所に関する特例（法第 21 条の 5 の 19）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
1 従業者の員数に関する特例	（１）指定児童発達支援事業者が当該事業を行う多機能型事業所（平成 24 年厚生労働省令第 15 号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。以下（８）まで同じ。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下（２）まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 一 児童指導員又は保育士 指定通所支援の単位（指定通所支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの）ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれイ又	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項（第 5 条第 1 項、第 5 項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	は口に定める数以上 イ 障がい児の数が10までのもの 2以上 ロ 障がい児の数が10を超えるもの 2に、障がい児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 二 児童発達支援管理責任者 1以上				
	(2)(1)の各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）がそれぞれ置かれているか。（この場合において、指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるものをいう。）ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。（以下各号、(5)において同じ。） 一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合 二 当該指定多機能型事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合 三 当該指定児童発達支援事業所が特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 （第 5 条第 2 項、 第 5 項適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	(3)(2)の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 （第 5 条第 3 項 適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	
	(4) 指定児童発達支援事業者が多機能型事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下(6)まで同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障がい児を通わせる多機能型事業所にあつては第三号の栄養士を、調理業務の全部を委託する多機能型事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。） 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員及び保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定通所支援の単位（指定通所支	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 （第 6 条第 1 項 適用）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数（平均利用人数） が分かる書類（実績表等）	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
	援であって、その提供が同時に一又は複数の障がい児に対して一体的に行われるもの) ごとに、通じておおむね障がい児の数を4で除して得た数以上 □ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上				
	(5)(4) 各号に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員が、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員がそれぞれ置かれているか。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。(以下、(2)と同様のため各号省略。)	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 2 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(6)(4) 及び (5) に掲げる従業者のほか、多機能型事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いているか。	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 3 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(7)(4) から (6) まで ((4) 第一号を除く。) に規定する従業者は、専ら当該多機能型事業所の職務に従事する者又は指定通所支援の単位ごとに専ら当該指定通所支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、(4) 第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)	平 24 厚令 15 第 80 条第 1 項 (第 6 条第 7 項 適用)	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
	(8) 利用定員の合計が 20 人未満である多機能型事業所 (平成 24 年厚生労働省令第 15 号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。) は、第 2 の 1 の (5) の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者 (児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。) のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	平 24 厚令 15 第 80 条第 2 項	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	適・否・非該当	
2 設備に関する特例	多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。	平 24 厚令 15 第 81 条	平面図 設備・備品等一覧表 【目視】	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
3 利用定員に関する特例	(1) 多機能型事業所（平成 24 年厚生労働省令第 15 号に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第 4 の 1 の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて 10 人以上とすることができる。	平 24 厚令 15 第 82 条第 1 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
	(2) 利用定員の合計が 20 人以上である多機能型事業所（平成 24 年厚生労働省令第 15 号に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）は、第 4 の 1 の規定にかかわらず、指定児童発達支援の利用定員を 5 人以上（指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあっては、これらの事業を通じて 5 人以上）とすることができる。	平 24 厚令 15 第 82 条第 2 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
	(3) (1) 及び (2) の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる多機能型事業所は、第 4 の 1 の規定にかかわらず、その利用定員を 5 人以上とすることができる。	平 24 厚令 15 第 82 条第 3 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
	(4) (2) の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障がい及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障がい者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあっては、第 4 の 1 の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて 5 人以上とすることができる。	平 24 厚令 15 第 82 条第 4 項	運営規程 利用者数が分かる書類（利用者名簿等）	適・否・非該当	
4 電磁的記録等	(1) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び (2) に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 1 項	電磁的記録簿冊	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障がい児又は通所給付決定保護者である場合には当該障がい児又は通所給付決定保護者に係る障がい児の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができるか。	平 24 厚令 15 第 83 条第 2 項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第7 変更の届出等（法第21条の5の20）

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書	事業所チェック	備考欄
変更の届出等	（１）指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第3項 施行規則第18条の35第1項～第3項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	
	（２）指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。	法第21条の5の20第4項 施行規則第18条の35第4項	適宜必要と認める資料	適・否・非該当	

第8 障がい児通所給付費の算定及び取扱い（法第21条の5の3第2項）

※指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を「指定児童発達支援等」と定義。

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄	
1 基本事項	（１）児童発達支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 122 号の別表「障がい児通所給付費単位数表」第 1 により算定する単位数に平成 24 年厚生労働省告示第 128 号「こども家庭庁長官が定める一単位の単価」に定める 1 単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。	平 24 厚告 122 の一 平 24 厚告 128	適・否・非該当		
	（２）（１）の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平 24 厚告 122 の二	適・否・非該当		
	【多機能型事業所の場合】 「サービスの組み合わせ」及び「従業員の員数に関する特例の有無」に応じた、定員規模別単価を算定しているか。		適・否・非該当		
	サービスの組み合わせ	従業員の員数に関する特例			
		適用あり			適用なし
「児」＋「児」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定			
	「児」＋「者」	「合計定員」の報酬を算定	「それぞれのサービスの定員」の報酬を算定		
	（貴事業所の多機能型サービスの内容を記入してください）				
	サービス名	定員数	サビ管名及び児発管名	請求時の定員規模別単価	
2 児童発達支援給付	障がい児、難聴児又は重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合については、次に該当するものとして市に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った		適・否・非該当		

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
費	場合に、障がい児の障がい児種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。			
①児童発達支援センターにおいて指定児童発達支援を行う場合	イ 「児童発達支援センター」において「障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 (1) 医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)のいずれにも該当すること (2)(1)以外の障がい児 以下の(a)に該当すること (a) 児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が障がい児の数を4で除して得た数以上であること (b) 看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 + 医療的ケア区分2の障がい児÷2 + 医療的ケア区分1の障がい児÷3	平24厚告122 別表第1の1注1 平24厚告269の一	適・否・非該当	
②児童発達支援センター以外において障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合 (1)主に小学校就学前の障がい児(未就学児)に対しサービスを行う場合 (2)未就学児以外の場合	ロ 「児童発達支援センター以外」において「障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 (1)主に小学校就学前の障がい児(以下「未就学児」という。) (ア)医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)に該当し、又は(c)に該当する場合であって、かつ(d)に該当すること (イ)(ア)以外の障がい児 以下の(a)及び(b)に該当し、又は(c)に該当すること (a)指定通所基準第5条第1項(第2の1の(1))の基準を満たしていること (b)障がい児のうち小学校就学前のもの占める割合が70%以上であること (c)指定通所基準第5条第4項(第2の1の(4))の基準を満たしていること (d)看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 + 医療的ケア区分2の障がい児÷2 + 医療的ケア区分1の障がい児÷3 (2)未就学児以外の障がい児の場合 (ア)医療的ケア区分3～1の障がい児 以下の(a)及び(b)のいずれにも該当すること (イ)(ア)以外の障がい児 以下の(a)に該当すること (a)指定通所基準第5条第1項(第2の1の(1))の基準を満たしていること (b)看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること 医療的ケア区分3の障がい児 + 医療的ケア区分2の障がい児÷2 + 医療的ケア区分1の障がい児÷3	平24厚告122 別表第1の1注2 平24厚告269の二	適・否・非該当	
			適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
③児童発達支援センター以外において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合	ハ 「児童発達支援センター以外」において「重症心身障がい児に対し」指定児童発達支援を行う場合 指定通所基準第5条第4項（第2の1の（4））の基準を満たしていること	平 24 厚告 122 別表第1の1注2の2 平 24 厚告 269 の二の二	適・否・非該当	
④共生型の場合	ニ 共生型児童発達支援給付費については、平成 24 年厚生労働省告示第 269 号「こども家庭庁長官が定める施設基準」の二の三に適合するものとして市長に届け出た共生型児童発達支援を行う事業所（共生型児童発達支援事業所）において、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の1の注2の3 平 24 厚告 269 の二の三	適・否・非該当	
⑤時間区分	①及び②の算定に当たっては、指定児童発達支援事業所の従業者が、指定児童発達支援を行った場合に、現に要した時間ではなく、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の1の注2の5	適・否・非該当	
⑥指定児童発達支援等の提供時間	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（指定児童発達支援等）を行う場合については、個々の障がい児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は 30 分以上であるか。また、指定通所支援等の提供時間が 30 分未満のものについては、児童発達支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が 30 分未満のサービス提供が必要であると市町村が認めた場合であるか。	平 24 厚告 122 別表第1の1の注2の6	適・否・非該当	
3 減算 ①定員超過利用減算	ア 1 日当たりの利用者の数 （Ⅰ）利用定員 50 人以下の指定児童発達支援事業所の場合 1 日当たりの利用者の数（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては、当該サービス提供単位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に 150% を乗じて得た数を超える場合、当該 1 日について利用者全員につき、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の1注3（1）	適・否・非該当	
	（Ⅱ）利用定員 51 人以上の指定児童発達支援事業所の場合 1 日当たりの利用者の数が、利用定員に、利用定員から 50 を差し引いた数に 25% を乗じて得た数に、25 を加えて得た数を、利用定員に加えて得た数を超える場合、当該 1 日について利用者全員につき、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。		適・否・非該当	
	イ 過去 3 月間の利用者の数 過去 3 月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に 125% を乗じて得た数を超える場合、当該 1 月間について利用者全員につき、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて		適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	得た数を算定しているか。 (ただし、定員 11 人以下の場合は、過去 3 月間の利用者の延べ数が、定員の数に 3 を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数を超える場合に減算)			
	ウ 多機能型事業所等における定員超過利用減算の取扱い 多機能型事業所等において、前述のア及びイを適用し定員超過利用となった場合、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た数を算定しているか。ただし、当該多機能型事業所が行う複数のサービスごとに利用定員を定めている場合は、当該サービスごとに前述のア及びイを適用する。		適・否・非該当	
②人員欠如減算	指定児童発達支援事業所等(児童発達支援センター及び主として重症心身障がい児を通わせる事業所で行う場合を除く)に置くべき従業者の員数が、こども家庭庁長官が定める従業者の員数の基準(人員欠如)に該当する場合、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 児童指導員又は保育士の欠如の場合 ア 減算が適用される月から 3 月未満の月については、所定単位数の 100 分の 70 イ 減算が適用される月から連続して 3 月以上の月については、所定単位数の 100 分の 50 (二) 児童発達支援管理責任者の欠如の場合 ア 減算が適用される月から 5 月未満の月については、所定単位数の 100 分の 70 イ 減算が適用される月から連続して 5 月以上の月については、所定単位数の 100 分の 50	平 24 厚告 122 号 別表第 1 の 1 注 3 (1)	適・否・非該当	
③個別支援計画未作成減算	指定児童発達支援の提供に当たって、児童発達支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 (一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	平 24 厚告 122 号 別表第 1 の 1 注 3 (2)	適・否・非該当	
④自己評価結果等未公表減算	指定児童発達支援又は共生型児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の提供に当たって、基準第 26 条第 7 項に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出していない場合、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定しているか。	平 24 厚告 122 号 別表第 1 の 1 注 3 (3)	適・否・非該当	
⑤支援プログラム未策定減算	【令和 7 年 4 月 1 日から】 指定児童発達支援等の提供に当たって、指定通所基準第 26 条の 2 (同第 54 条の 5 において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合するものとして市長に届け出していない場合、所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定しているか。	平 24 厚告 122 号 別表第 1 の 1 注 3 (4)	適・否・非該当	
⑥開所時間減算	当該指定児童発達支援事業所等の運営規程に定める営業時間の時間数が 4 時間を満たしていない場合は所定単位数に 100 分の 70、4 時間以上 6 時間未満の場合は所定単位数に 100 分の 85 を乗じて得た数を算定しているか。	平 24 厚告 122 号 別表第 1 の 1 注 4	適・否・非該当	
⑦身体拘束廃止未実施減算	指定児童発達支援等の提供に当たって、次の(一)から(四)のいずれかに該当する場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (一) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束に係る記録が行われていない場合 (二) 指定通所基準に基づき求められる身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 1	平 24 厚告 122 号 別表第 1 の 1 注 5	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	年に1回以上開催していない場合 (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 (四) 身体拘束等の適正化のための研修を1年に1回以上開催していない場合			
⑧虐待防止措置未実施減算	指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (一) 指定通所基準に基づき求められる虐待の防止のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催していない場合 (二) 虐待の防止ための研修を1年に1回以上開催していない場合 (三) (一)及び(二)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていない場合	平24厚告122号 別表第1の1注5の2	適・否・非該当	
⑨業務継続計画未策定減算	第4の29の(1)に規定する感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ※ ただし、令和7年3月31日までの間、第4の35の(2)②に規定する「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び第4の30の(1)に規定する「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合には、減算を適用しない。	平24厚告122号 別表第1の1注6	適・否・非該当	
⑩情報公表未報告減算	法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。	平24厚告122号 別表第1の1注6の2	適・否・非該当	
4-1 中核機能強化加算	平24厚告第270に適合しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 中核機能強化加算(Ⅰ) 平24厚告270第一号イに適合 ロ 中核機能強化加算(Ⅱ) 平24厚告270第一号ロに適合 ハ 中核機能強化加算(Ⅲ) 平24厚告270第一号ハに適合	平24厚告122号 別表第1の1注7 平24厚告270の一	適・否・非該当	
4-2 中核機能強化事業所加算	平24厚告第270に適合しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）が、指定児童発達支援を行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。） ロ 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告122号 別表第1の1注7の2 平24厚告270の一の二	適・否・非該当	
5 児童指導員等加配	常時見守りが必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の家族等に対して障がい児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要と	平24厚告122別表第1の1注8	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
加算	なる従業者の員数（６の専門的支援体制加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくは平 24 厚告第 270 の一の三に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を１以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（口の①又は②を算定する場合にあっては、児童指導員等配置加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を２以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 イ 児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合 （１） ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 （２） 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（（１）に掲げる場合を除く。） （３） ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（（１）及び（２）に掲げる場合を除く。） （４） 児童指導員等を配置する場合（（１）から（３）までに掲げる場合を除く。） （５） その他の従業者を配置する場合 ロ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） （１） ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 （２） 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（（１）に掲げる場合を除く。） （３） ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（（１）及び（２）に掲げる場合を除く。） （４） 児童指導員等を配置する場合（（１）から（３）までに掲げる場合を除く。） （５） その他の従業者を配置する場合 ハ 主として重症心身障がい児を通わせる法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合 （１） ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 （２） 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（（１）に掲げる場合を除く。） （３） ５年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（（１）及び（２）に掲げる場合を除く。） （４） 児童指導員等を配置する場合（（１）から（３）までに掲げる場合を除く。）	平 24 厚告 270 の一の三		

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(5) その他の従業者を配置する場合			
6 専門的支援体制加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は平24厚告第270の一の四に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障がい児に対する支援及びその障がい児の家族等に対して障がい児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（5の児童指導員等加配加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 （ただし、第8の3の③個別支援計画未作成減算を算定している場合は、算定しない。） イ 児童発達支援センターにおいて障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合 ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合（ハに該当する場合を除く。） ハ 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行った場合	平24厚告第122号別表第1の1注9 平24厚告270の一の四		
7 看護職員加配加算	平24厚告269第三号に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算を算定していないか。 イ 看護職員加配加算（Ⅰ） 次の①、②及び③に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ① 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を1以上配置 ② 通所給付費等単位数表第1の1の表（以下「スコア表」という）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上 ③ スコア表の項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表 ロ 看護職員加配加算（Ⅱ） 次の①、②及び③に掲げる基準のいずれにも適合しているか。 ① 主として重症心身障がい児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員を2以上配置	平24厚告122 別表第1の1の注10 平24厚告269の三	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	② スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障がい児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上 ③ スコア表の項目欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障がい児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表			
8 共生型サービス体制強化加算	共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合	平24厚告122 別表第1の1の注11	適・否・非該当	
9 家族支援加算	(1) 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号又は第54条の4第4号の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障がい児及びその家族（障がい児のきょうだいを含む。）等に対する相談援助を行った場合に、家族支援加算（Ⅰ）又は家族支援加算（Ⅱ）それぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、家族支援加算（Ⅰ）又は家族支援加算（Ⅱ）に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 家族支援加算（Ⅰ） (1) 障がい児の居宅を訪問して相談援助を行った場合 ① 所要時間1時間以上の場合 ② 所要時間1時間未満の場合 (2) 指定児童発達支援事業所等において対面により相談援助を行った場合 (3) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合 ロ 家族支援加算（Ⅱ） (1) 対面により他の障がい児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合 (2) テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して他の障がい児及びその家族等と合わせて相談援助を行った場合	平24厚告122 別表第1の2の注1	適・否・非該当	
	(2) 指定児童発達支援事業所等が多機能型事業所に該当する場合には、障がい児及びその家族障がい児のきょうだいを含む。）等について、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅰ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）及び保育所等訪問支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数と児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは児童発達支援の家族支援加算（Ⅰ）を、放課後等デイサービスの家族支援加算（Ⅱ）、居宅訪問型児童発達支援の家族支援加算（Ⅱ）及び保育所等訪問支援の家族	平24厚告122 別表第1の2の注2	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	支援加算(Ⅱ)を算定した回数と児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときは児童発達支援の家族支援加算(Ⅱ)を算定していないか。			
10 子育てサポート加算	指定児童発達支援事業所等において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、指定児童発達支援等とあわせて、障がい児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業員が指定児童発達支援等を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障がい児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障がい児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告第 122 号 別表第 1 の 2 の 2 注	適・否・非該当	
11 食事提供加算	児童発達支援センターにおいて、児童福祉法施行令第 24 条第 2 号、第 3 号ロ、第 4 号ロ又は第 6 号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者等又は中間所得者）の通所給付決定に係る障がい児に対し、児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供するものとして市長に届け出た児童発達支援センターにおいて、平 24 厚告 270 第一号の五に適合する食事提供を行った場合に、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につきそれぞれに掲げる所定単位数を加算しているか。 イ 食事提供加算(Ⅰ) 平 24 厚告 270 第一号の五イに適合 ロ 食事提供加算(Ⅱ) 平 24 厚告 270 第一号の五ロに適合	平 24 厚告 122 別表第 1 の 3 の注 平 24 厚告 270 一の五	適・否・非該当	
12 利用者負担上限額管理加算	指定児童発達支援事業所等が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 4 の注	適・否・非該当	
13 福祉専門職員配置等加算	(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、第 2 の 1 により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は平成 24 年厚生労働省告示第 15 号第 54 条の 2 第 1 号、第 54 条の 3 第 2 号若しくは第 54 条の 4 第 4 号の規定により置くべき従業者（共生型児童発達支援事業所従業者）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が 100 分の 35 以上であるものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1 日につき所定単位を加算しているか。ただし、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 5 の注 1	適・否・非該当	
	(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、第 2 の 1 により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が 100 分の 25 以上であるものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1 日につき所定単位を加算しているか。ただし、(1) を算定している場合は、算定しない。また、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 5 の注 2	適・否・非該当	
	(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1 日につき所定単位を加算しているか。ただし、(1) 又は (2) を算定している場合は、算定しない。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 5 の注 3	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	い。また、多機能型事業所については全てのサービス種別を合わせて要件を計算すること。 ① 児童指導員若しくは保育士（②において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。			
14 栄養士配置加算	（１）栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。 ① 常勤の管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 ② 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 6 の注 1	適・否・非該当	
	（２）栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、（１）を算定している場合に算定していないか。 ① 管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。 ② 障がい児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 6 の注 2	適・否・非該当	
15 欠席時対応加算	指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障がい児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障がい児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障がい児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定しているか。ただし、法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合の指定児童発達支援事業所において 1 月につき当該指定児童発達支援等を利用した障がい児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が 100 分の 80 に満たない場合は、１月につき 8 回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 7 の注	適・否・非該当	
16 専門的支援実施加算	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員（理学療法士等）による支援が必要な障がい児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を 1 以上配置するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、平 24 厚告 270 の一の六に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、児童発達支援計画に位置付けられた指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の日数に応じ 1 月につき 4	平 24 厚告 122 別表第 1 の 8 の注 平 24 厚告 270 の一の六	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算しているか。ただし、個別支援計画未作成減算を算定しているとき又は共生型サービス体制強化加算（イ又はロ）を算定していないときは、加算しない。			
17 強度行動障がい児支援加算	平 24 厚告 270 の一の七に適合する強度の行動障がい児を有する児童に対し、平 24 厚告 270 の一の八に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所（共生型サービス体制強化加算イ又はロを算定している共生型児童発達支援事業所に限る。）において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の8の2の注 平 24 厚告 270 の一の七及び八	適・否・非該当	
18 集中的支援加算	平 24 厚告 270 の一の九に適合する強度の行動障がい児を有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの（広域的支援人材）を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の8の3の注 平 24 厚告 270 の一の九	適・否・非該当	
19 人工内耳装用児支援加算	（1）人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）については、平 24 厚告 269 の一の四に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、平 24 厚告 270 の一の十に適合する指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。	平 24 厚告 122 別表第1の8の4の注1 平 24 厚告 269 の一の四 平 24 厚告 270 の一の十	適・否・非該当	
	（2）人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）については、言語聴覚士を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、難聴児のうち人工内耳を装用している障がい児に対して、平 24 厚告 270 の一の十一に適合する指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。	平 24 厚告 122 別表第1の8の4の注2 平 24 厚告 270 の一の十一	適・否・非該当	
20 視覚・聴覚・言語機能障がい児支援加算	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障がいのある障がい児（視覚障がい児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、視覚障がい児等に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第1の8の5の注	適・否・非該当	
21 個別サポート加算	（1）個別サポート加算（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所等において、重症心身障がい児、身体に重度の障がいがある児童、重度の知的障がいがある児童又は精神に重度の障がいがある児童に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設において重症心身障がい児に対し指定児童発達支援を行う場合は加算していないか。	平 24 厚告 122 別表第1の9の注1	適・否・非該当	
	（2）個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の	平 24 厚告 122	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定児童発達支援等を行う必要があるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	別表第1の9の注2		
22 入浴支援加算	平24厚告269の四の二に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児又は重症心身障がい児に対して、平24厚告270の一の十二に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の9の2の注 平24厚告269の四の二 平24厚告270の一の十二	適・否・非該当	
23 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(I)については、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児には、算定しない。(※以下(1)～(3)、(6)について同じ。)	平24厚告122 別表第1の10の注1	適・否・非該当	
	(2) 医療連携体制加算(II)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の10の注2	適・否・非該当	
	(3) 医療連携体制加算(III)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し、1回の訪問につき8人の障がい児を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の10の注3	適・否・非該当	
	(4) 医療連携体制加算(IV)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※(1)～(3)を算定している場合若しくは重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児には、算定しない。この場合において、医療的ケア児が3人以上利用している指定事業所にあつては、重症心身障がい児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定することを原則とする。(※以下(5)において同じ。)	平24厚告122 別表第1の10の注4	適・否・非該当	
	(5) 医療連携体制加算(V)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の10の注5	適・否・非該当	
	(6) 医療連携体制加算(VI)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の10の注6	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	(7) 医療連携体制加算(Ⅶ)については、喀痰吸引等が必要な障がい児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障がい児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。 ※(1)～(3)を算定している場合、看護職員加配加算又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費を算定している障がい児には、算定しない。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 10 の注 7	適・否・非該当	
24 送迎加算	(1) 指定児童発達支援事業所等において、障がい児(児童発達支援センター又は重症心身障がい児に係る児童発達支援給付費を算定している障がい児を除く。(1の2)及び(1の3)において同じ。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 1	適・否・非該当	
	(1の2)(1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平 24 厚告 269 の四の三に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であり、送迎した障がい児が重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合には、片道につき 40 単位を所定単位数に加算しているか。ただし、(1の3)に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定しない。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 1 の 2 平 24 厚告 269 の四の三	適・否・非該当	
	(1の3)(1)を算定している指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が、平 24 厚告 269 の四の四に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所であって、送迎した障がい児が中重度医療的ケア児の場合には、片道につき 80 単位を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 1 の 3 平 24 厚告 269 の四の四	適・否・非該当	
	(2) 平 24 厚告 269 の四の五に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、重症心身障がい児又は医療的ケア児である障がい児(児童発達支援センター又は重症心身障がい児に係る児童発達支援給付費を算定している障がい児に限る。(3)において同じ。)に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 2 平 24 厚告 269 の四の五	適・否・非該当	
	(3) 平 24 厚告 269 の四の六に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、中重度医療的ケア児である障がい児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 3 平 24 厚告 269 の四の六	適・否・非該当	
	(4)(1)から(3)までに規定する送迎加算の算定については、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障がい児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 11 の注 4	適・否・非該当	
25 延長支援加算	(1) 次に掲げる場合について、平 24 厚告 269 の四の七に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所において、障がい児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する標準的な時間が5時間のものに限る。)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。)(延長支援)を行う場合に、障がい児の障がい種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)	平 24 厚告 122 別表第 1 の 12 の注 1 平 24 厚告 269 の四の七	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	をいう。)に应じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 イ 指定児童発達支援事業所において障がい児に対し延長支援を行う場合（口に規定する場合を除く。） （１） 障がい児の場合（（２）に規定する場合を除く。） （２） 重症心身障がい児又は医療的ケア児の場合 ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているもの限り、児童発達支援センターを除く。）において障がい児（重症心身障がい児を除く。）に対し延長支援を行う場合 （１） 障がい児の場合（（２）に規定する場合及び重症心身障がい児を除く。） （２） 医療的ケア児の場合（重症心身障がい児を除く。）			
	（２）（１）のイ又は口を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障がい児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、（１）のイの①又は口の①を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、（１）のイの②又は口の②を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算しているか。	平24厚告122 別表第1の12の注2	適・否・非該当	
	（３）次に掲げる場合について、平24厚告269の五に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障がい児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障がい児に対し、障がい児の障がい種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。 イ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設（指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているもの限り、児童発達支援センターを除く。）において重症心身障がい児に対し延長支援を行う場合 ロ 共生型児童発達支援事業所において障がい児に対し延長支援を行う場合	平24厚告122 別表第1の12の注3 平24厚告269の五	適・否・非該当	
26 関係機関連携加算	（１）関係機関連携加算（Ⅰ）については、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障がい児が日常的に通う施設（保育所等施設）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障がい児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。ただし、共生型児童発達支援事業所については、共生型サービス体制強化加算のイ又は口を算定していない場合に、算定していないか。	平24厚告122 別表第1の12の2の注1	適・否・非該当	
	（２）関係機関連携加算（Ⅱ）については、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障がい児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障がい児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	平24厚告122 別表第1の12の2の注2	適・否・非該当	
	（３）関係機関連携加算（Ⅲ）については、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こ	平24厚告122	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	ども家庭センター、医療機関その他の関係機関（児童相談所等関係機関）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障がい児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障がい児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。 （４）関係機関連携加算（Ⅲ）については、指定児童発達支援事業所等が多機能型事業所に該当する場合において、障がい児及びその家族等について、同一の月に保育所等訪問支援に係る関係機関連携加算を算定しているときは、算定していないか。 （５）関係機関連携加算（Ⅳ）については、障がい児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（小学校等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。	別表第１の１２の２の注３ 平 24 厚告 122 別表第１の１２の２の注４ 平 24 厚告 122 別表第１の１２の２の注５	適・否・非該当 適・否・非該当	
27 事業所間連携加算	指定児童発達支援事業所等において、法第 21 条の５の 7 第 5 項に規定する内閣府令で定める障がい児支援利用計画案を市町村に提出した通所給付決定保護者に係る障がい児が、複数の指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を受けている場合であって、平 24 厚告 270 の一の十三に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1 月につき 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。 イ 事業所間連携加算（Ⅰ） 平 24 厚告 270 第一号の十三イに適合 ロ 事業所間連携加算（Ⅱ） 平 24 厚告 270 第一号の十三ロに適合	平 24 厚告 122 別表第１の１２の３の注 平 24 厚告 270 の一の十三	適・否・非該当	
28 保育・教育等移行支援加算	（１）指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の従業者が、障がい児が当該指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設（他の社会福祉施設等を除く。（移行先施設））との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言（保育・教育等移行支援）を行った場合に、当該退所した障がい児に対して退所した日の属する月から起算して 6 月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2 回を限度として所定単位数を加算しているか。 （２）移行先施設に通うことになった障がい児に対して、退所後 30 日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算しているか。 （３）移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障がい児について、退所後 30 日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1 回を限度として所定単位数を加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第１の１２の４の注 1 平 24 厚告 122 別表第１の１２の４の注 2 平 24 厚告 122 別表第１の１２の４の注 3	適・否・非該当 適・否・非該当 適・否・非該当	
29 共生型サービス医療的ケア児支援加算	看護職員又は認定特定行為業務従事者を 1 以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た共生型児童発達支援事業所において、医療的ケア児に対して、共生型児童発達支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算を算定しているときは、算定していないか。	平 24 厚告 122 別表第１の１２の５の注	適・否・非該当	
30 福祉・	【令和 6 年 5 月 31 日まで】	平 24 厚告 122 別表第 1 の	適・否・非該当	

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
介護職員処遇改善加算	平 24 厚告 270 の二に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障がい児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 31 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 81 に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 59 に相当する単位数 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 2 から 29 までにより算定した単位数の 100 分の 33 に相当する単位数	13 の注 平 24 厚告 270 の二		
31 福祉・介護職員等特定処遇改善加算	【令和 6 年 5 月 31 日まで】 平 24 厚告 270 の三に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障がい児に対し、指定児童発達支援事業所等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。 イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 2 から 29 までに算定した単位数の 1000 分の 13 に相当する単位数 ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 2 から 29 までに算定した単位数の 1000 分の 10 に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第 1 の 14 の注 平 24 厚告 270 の三	適・否・非該当	
32 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	【令和 6 年 5 月 31 日まで】 平 24 厚告 270 の三の二に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障がい児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合は、2 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 20 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平 24 厚告 122 別表第 1 の 15 の注 平 24 厚告 270 の三の二	適・否・非該当	
33 福祉・介護職員等処遇改善加算	【令和 6 年 6 月 1 日から】 （１）平 24 厚告 270 の二に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障がい児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 131 に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 128 に相当する単位数	平 24 厚告 122 別表第 1 の 13 の注 1、2 平 24 厚告 270 の二	適・否・非該当	（２）については、令和 6 年 5 月 31 日時点で、30～32 の全部又は一部を算定している場合につき、29～31 の算定状況に応じた経過措置区分を規定したものの。

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 96 に相当する単位数 (2) 令和 7 年 3 月 31 日までの間、平 24 厚告 270 の二に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定児童発達支援事業所等(上記(1)の加算を算定しているものを除く。)が、障がい児に対し、指定児童発達支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数 ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 109 に相当する単位数 ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数 ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 106 に相当する単位数 ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 89 に相当する単位数 ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数 ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数 ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数 ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数 ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数 ⑪ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数 ⑫ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 60 に相当する単位数 ⑬ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数			

主眼事項	着眼点	根拠法令	事業所チェック	備考欄
	⑭ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14) 1 から 29 までにより算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数			